

等に摘要範圍を擴大せられ度し

- 一、第八、第一項の扶助料支給を毎月二回以上に改められ度し
- 一、同第二項「従来の貸金を支給する場合に於ては」の次に「労働者の希望に依りの文字を挿入せられ度し」
- 一、第九、療養開始後一年とあるを三年と改め、但し労働者の希望に依つて打切扶助料を支給する事に改められ度し
- 一、第十二、二項の女子及第十六歳未満の者は八十錢其他の者は一圓五十錢と改められし
- 一、別表「扶助料」第六「遺族扶助料」第七「葬祭料」等凡て五割を増額せられし
- 一、雇傭契約の解除に當りては日給三十日分以上の解雇手当支給を規定せられたし

健康保険法中第十八條修正要求の件

本府及社民黨は、他の改正條項と共に其貫徹を期したが、未だその目的を達することを得ないことは遺憾である。

婦人参政獲得に関する件

社民黨、社民婦人同盟等は協力して、この實現の爲に努力したるも、政府は不完善に足らざる婦人公民權に関する法律案を臨時的に議會に提出し、衆議院を通過したが、貴族院に於て審議未了に終つた。

男女同賃賃均等の件

最低賃額法制定要求の件

工場法改正に関する件

臨時雇傭制撤廢の件

右は大會決定に従ひ、夫々實行したるも、法律案としては未だ議會に提出するに至らず。

労働少年運動に関する件

未だ中央委員會は具體案を制作するに至らず。

労働裁判所設置並に思想刑事採用に関する件

大會決議に従ひ、新任中央委員は、その委任された任務を果すために努力したが、未だ法律案を立案するに至らず。

本案の如きは、廣汎なる労働立法體系として、研究審議する必要を認むるものである。

組織擴大内容充實に関する件

右案は、中央委員會に於て、一ヶ年十萬人突破大運動を起すことに決定し、その實現の第一歩に入ることになった。

中央爭議部報告

罷業件数及参加人員

本年度に於ける罷業件数は、別表の如く百十八件、参加人員は一萬百一人に上つた。これを前年度大會報告書に於ける七十二件（工場閉鎖十四件を加へて八十六件）六千五十三人に對比するに、件数に於て四十六件、人員に於て四千四十八人を増した。これは主として産業不振に基き、雇主の攻撃的態度を反駁するものである。

原因及結果

その原因を見るに、労働條件の維持に関するもの九十五件、改善に関するもの二十三件であつて、以つて其性質を知るに足る。この結果は、有利に解決したるもの八十二件、不利なりしもの十四件、妥協十七件、継続中のもの五件である。

罷業の規模

一件平均参加人員は八十五・六人で、以然中小工場に多きことを示す。一件平均継続日数は、十九・二日で、前年度二十・三・六に比し、四・五日を減少した。これは、特に悪質の罷業を除き、大體、罷業が常識的に處理され、感情に亘らない傾向を示しつゝある結果である。又、調停官吏、其他地方官憲、地方有志の罷業に對する態度も、特殊の少數の悪例も時に見るのであるが大體に漸時進歩、公正を示しつゝあることが、罷業継続日数を減少せしめたる一原因と認めらる。